## 議第152号

京都市議会議員及び京都市長の選挙の公営に関する条例の一部を 改正する条例の制定について

京都市議会議員及び京都市長の選挙の公営に関する条例の一部を改正する 条例を次のように制定する。

令和4年9月21日提出

京都市長門川大作

京都市議会議員及び京都市長の選挙の公営に関する条例の一部を 改正する条例

京都市議会議員及び京都市長の選挙の公営に関する条例の一部を次のよう に改正する。

第1条中「選挙運動用のビラ」を「選挙運動用ビラ」に改める。

第4条第2号ア中「15,800円」を「16,100円」に改め、同号イ中「7,560 円 | を「7,700円 | に改める。

第9条第1号中「7円51銭」を「7円73銭」に改め、同条第2号中「5円 2銭|を「5円18銭|に、「375,500円|を「386,500円|に改める。

第10条中「7円51銭 を「7円73銭 に改める。

第13条第1号中「525円6銭」を「541円31銭」に、「310,500円」を「316,250 円 | に改め、同条第2号中「27円50銭 | を「28円35銭 | に、「573,030円 | を 「586,905円」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の京都市議会議員及び京都市長の選挙の公営に関

## 2 (議第152号)

する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙に ついて適用し、同日前にその期日を告示された選挙については、なお従前 の例による。

## 提案理由

京都市議会議員及び京都市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に要する経費に係る限度額を引き上げる等の必要があるので提案する。